

(仮称) 今別ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの知事意見

- 1 対象事業実施区域周辺には住居等が存在しており、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、風力発電設備を住居から離隔するなど、風力発電設備の配置等を十分検討すること。
- 2 対象事業実施区域は、長川水域に属しており、風力発電設備の設置や道路の拡幅工事等により発生した濁水が、長川及びその支流に流入し、水質及び水生生物の生息環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 3 対象事業実施区域及びその周辺は、地すべり地形等が多数存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、関係機関と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。
- 4 対象事業実施区域周辺には津軽国定公園、ふるさとの森と川と海の保全地域、四ツ滝山自然環境保全地域、今別八幡宮鳥獣保護区及び三厩沢鳥獣保護区が存在している。風力発電設備の設置及びそれに伴う樹木の伐採や土地の改変により、動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、樹木の伐採や土地の改変が少なくなるように計画すること。
- 5 対象事業実施区域周辺は、コウモリの分布域となっていることから、施設の稼働によるバットストライクの影響を回避又は極力低減するため、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により、調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。

6 対象事業実施区域及びその周辺はハクチョウ・ガン・カモ類の渡来や、クマタカの生息も確認されていることから、施設の稼働によるバードストライクの影響を回避又は極力低減するため、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により、調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。

また、ハクチョウ・ガン・シギ・チドリ類の夜間渡りは、短期間で大規模に行われることから、適切な調査時期を設定するとともに、春季は、ヤマセが運ぶ海霧の影響が強い年には、渡りができず半島の突端に多数の鳥類が長期間溜まる現象が高頻度で見られることから、海霧の状況に十分に留意し、適切に調査を実施すること。

調査及び予測の結果、これらの鳥類の渡りや生息環境に重大な影響が予測される場合には、風力発電設備の規模や配置等の見直しを含めた環境保全措置を検討すること。

7 保安林は水源の涵養や土砂の流出防備などの公益目的を達成するため、特に重要な森林を指定しているものであり、対象事業実施区域には保安林が隣接していることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、尾根筋、風衝地等での樹木の伐採や大規模な土地の改変等により保安林の機能低下を招かないよう配慮すること。

8 植生自然度が高く対象事業実施区域内で最も広いブナ二次林への影響を回避又は極力低減するため、対象事業実施区域全体を代表する調査範囲となるよう、斜度、斜面方位の異なる位置に調査範囲を設け、適切に予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。

9 工事中及び風力発電設備稼働時において、隣接する保安林と対象事業実施区域を出入りする動物、生態系への影響を回避又は極力低減するため、風力発電設備の配置等に当たっては、保安林から十分に離隔すること。

10 対象事業実施区域周辺には、青森県景観条例に基づきふるさと眺望点に指定されている高野崎や龍飛崎等の主要な眺望点のほか、東北自然歩道（義経北行と三厩湾展望のみち及び浜名岳登山道と溪流のみち）や住居等の日常的な視点場が存在している。

これらの主要な眺望点や日常的な視点場等からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、十分な現地調査により、眺望点等からの景観の特性等を把握した上でフォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野等を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、景観への影響を回避又は極力低減するため、配置や基数等を検討し、主要な眺望点から最大限離

隔距離をとるなどの措置を講ずること。

- 11 対象事業実施区域周辺には、東北自然歩道（義経北行と三厩湾展望のみち及び浜名岳登山道と溪流のみち）や義経海浜公園等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、工事用資材等の搬出入や風力発電設備の設置により、これら活動の場の利用環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切に調査地点を選定の上、調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 12 対象事業実施区域及びその周辺には、指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地等が存在しており、風力発電設備の設置や道路の拡幅工事、送電線の設置等により、これらに重大な影響を及ぼすおそれがあることから、影響を回避又は極力低減するよう、風力発電設備の配置等を十分検討すること。
- 13 風力発電設備の設置及び道路の拡幅工事等により生じる残土について、その発生量や処分の計画、盛土量等を明らかにし、周辺環境に及ぼす影響を検討すること。
- 14 累積的な環境影響について、対象事業実施区域周辺における他事業の情報収集を行い、予測及び評価の結果を環境影響評価準備書に反映するよう努めること。
- 15 事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。
- 16 事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。
また、関係機関等と調整を十分に行うとともに、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。